

浜松市学校評議員設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市立小中学校管理規則(昭和32年浜松市教育委員会規則第1号)第19条の14及び浜松市立高等学校管理規則(昭和32年浜松市教育委員会規則第3号)第27条の2に規定する学校評議員(以下「評議員」という。)の設置について、必要な事項を定める。

(設置)

第2条 学校に評議員を置く。ただし、浜松市学校運営協議会規則(令和元年浜松市教育委員会規則第2号)に規定する学校運営協議会を置く学校は、評議員を置かないことができる。

2 評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる。

(委嘱)

第3条 評議員の定数は、各校概ね10人以内とする。

2 評議員の選出は、次の各号に掲げる者のうちから、校長が学校評議員推薦書(第1号様式)により浜松市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に推薦するものとする。

- (1) 児童又は生徒の保護者
- (2) 地域住民
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、校長が適当と認める者

3 評議員は、前項により選出される者のうちから、教育委員会が委嘱書(第2号様式)により委嘱する。

4 評議員の任期は委嘱の日からその委嘱の日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(秘密の保持)

第4条 評議員は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(解嘱)

第5条 教育委員会は、評議員が次の各号のいずれかに該当するときは、解嘱することができる。

- (1) 心身の故障等により、本人から解嘱の申出があった場合
- (2) 評議員としての適格性を欠く場合、又は非行があった場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、評議員として委嘱することについて教育委員会が

適当でないと判断した場合

- 2 校長は、前項のうち、第1号及び第2号の規定に該当する者があるときは、学校評議員解嘱届出書(第3号様式)により教育委員会にその旨を届出しなければならない。
- 3 教育委員会は、委員を解嘱する場合は、学校評議員解嘱通知書(第4号様式)により当該委員に対してその理由を示さなければならない。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

(あて先) 浜松市教育委員会

浜松市立 学校
 学校長

学校評議員推薦書

以下の者を、年度学校評議員として推薦します。

	氏名	氏名(カナ)	性別	住所	肩書 1	備考 2
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

1 「肩書」欄は、以下のうちから選択してください。

- A 児童又は生徒の保護者
- B 地域住民
- C 学識経験を有する者
- D その他、校長が適当と認める者

2 「肩書」欄に補足事項がある場合は、その旨を記載してください。

委 嘱 書

				様
浜松市立	学校	学校評議員		
を委嘱する				
任期	年	月	日から	
	年	月	日まで	
年 月 日				
浜松市教育委員会				

第3号様式

第 年 月 日

(あて先) 浜松市教育委員会

浜松市立 学校
校長 印

学校評議員解嘱届出書

以下の者について、解嘱を届出します。

評議員の氏名	
解嘱理由	浜松市学校評議員設置要綱第5条第1項第 号に該当するため。 (詳細理由)
解嘱希望日	

第4号様式

浜教学総学第 号
年 月 日

浜松市立 学校 学校評議員
様

浜松市教育委員会

学校評議員解嘱通知書

浜松市学校評議員設置要綱第5条に基づき、浜松市立 学校 学校評議員を解嘱します。

1 解嘱の理由

浜松市学校評議員設置要綱第5条第1項第 号に該当するため

2 解嘱する日

年 月 日

【参考】浜松市学校評議員設置要綱（抜粋）

（解嘱）

第5条 教育委員会は、評議員が次の各号のいずれかに該当するときは、解嘱することができる。

- (4) 心身の故障等により、本人から解嘱の申出があった場合
 - (5) 評議員としての適格性を欠く場合、又は非行があった場合
 - (6) 前2号に掲げる場合のほか、評議員として委嘱することについて教育委員会が適当でない判断した場合
- 2 校長は、前項のうち、第1号及び第2号の規定に該当する者がいるときは、学校評議員解嘱届出書（第3号様式）により教育委員会にその旨を届出しなければならない。
- 3 教育委員会は、委員を解嘱する場合は、学校評議員解嘱通知書（第4号様式）により当該委員に対してその理由を示さなければならない。